

審査基準

A-e-11

平成24年5月18日作成

法令名： 道路交通法
根拠条項： 第101条第5項
処分の概要： 免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法令の定め： 道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条第1項（免許証の更新及び定期検査）、第101条の2の2第1項（更新の申請の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項及び第2項（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第2条
審査基準： 「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間： 運転免許試験場、東三河免許センターは1日、更新窓口を開設している警察署及び幹部交番の処理期間は別紙のとおり。
申請先： 運転免許試験場、東三河運転免許センター又は別紙記載の警察署若しくは幹部交番の免許窓口
問い合わせ先： 愛知県警察運転免許試験場免許管理係 電話 (052) 801-3211 内線 320
備考：